

令和元年

老岐市議会定例会 6 月会議議案

(令和元年 6 月 1 3 日提出分)

令和元年壱岐市議会定例会 6 月会議議案

- 報告第 1 号 平成 30 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の報告について
- 報告第 2 号 平成 30 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の報告について
- 報告第 3 号 平成 30 年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 4 号 平成 30 年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 5 号 平成 30 年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告について
- 議案第 1 号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 3 号 壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 4 号 壱岐市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 議案第 5 号 壱岐市火災予防条例の一部改正について
- 議案第 6 号 過疎地域自立促進計画（変更）の策定について
- 議案第 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について
- 議案第 8 号 令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 9 号 令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

報告第1号

平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告について

平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和元年6月13日提出

壱岐市長 白川博一

平成30年度

一般会計補正予算書
(第9号)

壱岐市

専決第1号

専決処分書

地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）

平成30年度壱岐市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ242,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,153,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年3月31日専決

壱岐市長 白川博一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 地方譲与税		278,200	10,306	288,506
	1 地方揮発油譲与税	81,000	2,192	83,192
	2 自動車重量譲与税	197,000	7,933	204,933
	3 航空機燃料譲与税	200	181	381
3 利子割交付金		1,500	1,731	3,231
	1 利子割交付金	1,500	1,731	3,231
4 配当割交付金		2,900	1,508	4,408
	1 配当割交付金	2,900	1,508	4,408
5 株式等譲渡所得割交付金		500	3,991	4,491
	1 株式等譲渡所得割交付金	500	3,991	4,491
6 地方消費税交付金		460,000	27,864	487,864
	1 地方消費税交付金	460,000	27,864	487,864
7 ゴルフ場利用税交付金		1,900	55	1,955
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,900	55	1,955
8 自動車取得税交付金		22,000	36,602	58,602
	1 自動車取得税交付金	22,000	36,602	58,602
9 地方特例交付金		3,800	1,350	5,150
	1 地方特例交付金	3,800	1,350	5,150
10 地方交付税		9,661,961	234,576	9,896,537
	1 地方交付税	9,661,961	234,576	9,896,537
14 国庫支出金		3,395,229	35,373	3,430,602
	2 国庫補助金	1,326,879	35,373	1,362,252
15 県支出金		2,585,352	△7,593	2,577,759
	1 県負担金	660,742	△5,273	655,469
	2 県補助金	1,831,465	△2,320	1,829,145
16 財産収入		82,393	10,816	93,209
	2 財産売払収入	50,124	10,816	60,940
18 繰入金		3,218,139	△672,879	2,545,260
	1 基金繰入金	3,218,139	△672,879	2,545,260
21 市債		4,756,300	74,300	4,830,600
	1 市債	4,756,300	74,300	4,830,600
歳 入	合 計	28,395,000	△242,000	28,153,000

一般会計

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
5 農林水産業費		2,239,881	△10,215	2,229,666
	1 農業費	1,232,441	△14,740	1,217,701
	3 水産業費	968,387	4,525	972,912
7 土木費		1,521,264	△3,300	1,517,964
	6 下水道費	135,740	△3,300	132,440
9 教育費		4,376,866	△228,485	4,148,381
	2 小学校費	1,398,234	△216,888	1,181,346
	3 中学校費	1,423,181	1,744	1,424,925
	4 幼稚園費	280,484	△13,341	267,143
歳 出	合 計	28,395,000	△242,000	28,153,000

第2表 繰越明許費補正

1. 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
9 教育費	2 小学校費	ブロック塀安全対策工事	100,547	124,847
	3 中学校費	ブロック塀安全対策工事	3,638	35,091
合		計	104,185	159,938

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業債	261,900	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	250,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
過疎対策事業債	473,300	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	587,800	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業債 (過疎地域自立 促進事業)	532,200	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府、銀行 その他資金 については、その融 資条件によ る。ただ し、市財政 の都合によ り、据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し くは借替え を行うこと ができる。	393,500	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府、銀行 その他資金 については、その融 資条件によ る。ただ し、市財政 の都合によ り、据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し くは借替え を行うこと ができる。
合併特例債	2,175,500	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府、銀行 その他資金 については、その融 資条件によ る。ただ し、市財政 の都合によ り、据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し くは借替え を行うこと ができる。	2,331,200	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府、銀行 その他資金 については、その融 資条件によ る。ただ し、市財政 の都合によ り、据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し くは借替え を行うこと ができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土 木 債	125,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	131,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
消 防 債	62,200	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	61,500	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教 育 債	401,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	396,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
災害復旧事業債	224,300	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	179,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
商 工 債	19,700	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	19,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	278,200	10,306	288,506
3 利子割交付金	1,500	1,731	3,231
4 配当割交付金	2,900	1,508	4,408
5 株式等譲渡所得割交付金	500	3,991	4,491
6 地方消費税交付金	460,000	27,864	487,864
7 ゴルフ場利用税交付金	1,900	55	1,955
8 自動車取得税交付金	22,000	36,602	58,602
9 地方特例交付金	3,800	1,350	5,150
10 地方交付税	9,661,961	234,576	9,896,537
14 国庫支出金	3,395,229	35,373	3,430,602
15 県支出金	2,585,352	△7,593	2,577,759
16 財産収入	82,393	10,816	93,209
18 繰入金	3,218,139	△672,879	2,545,260
21 市債	4,756,300	74,300	4,830,600
歳入合計	28,395,000	△242,000	28,153,000

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	4,468,413	0	4,468,413
3 民生費	6,166,121	0	6,166,121
4 衛生費	2,887,081	0	2,887,081
5 農林水産業費	2,239,881	△10,215	2,229,666
6 商工費	878,337	0	878,337
7 土木費	1,521,264	△3,300	1,517,964
8 消防費	803,581	0	803,581
9 教育費	4,376,866	△228,485	4,148,381
10 災害復旧費	1,383,802	0	1,383,802
歳 出 合 計	28,395,000	△242,000	28,153,000

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
244	△17,500	△280,863	298,119
186	△38,100	24,926	12,988
3	△2,000	△11,166	13,163
△8,038	△76,300	39,523	34,600
△7	△5,900	△17	5,924
9	5,700	△516	△8,493
10	△18,500	△581	19,071
35,373	272,100	△435,110	△100,848
0	△45,200	1,741	43,459
27,780	74,300	△662,063	317,983

一般会計

2. 歳入

2款 地方譲与税

1項 地方揮発油譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方揮発油譲与税	81,000	2,192	83,192
計	81,000	2,192	83,192

2款 地方譲与税

2項 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	197,000	7,933	204,933
計	197,000	7,933	204,933

2款 地方譲与税

3項 航空機燃料譲与税

1 航空機燃料譲与税	200	181	381
計	200	181	381

3款 利子割交付金

1項 利子割交付金

1 利子割交付金	1,500	1,731	3,231
計	1,500	1,731	3,231

4款 配当割交付金

1項 配当割交付金

1 配当割交付金	2,900	1,508	4,408
計	2,900	1,508	4,408

5款 株式等譲渡所得割交付金

1項 株式等譲渡所得割交付金

1 株式等譲渡所得割交付金	500	3,991	4,491
計	500	3,991	4,491

6款 地方消費税交付金

1項 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	460,000	27,864	487,864
計	460,000	27,864	487,864

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	2,192	地方揮発油譲与税 2,192

1 自動車重量譲与税	7,933	自動車重量譲与税 7,933

1 航空機燃料譲与税	181	航空機燃料譲与税 181

1 利子割交付金	1,731	利子割交付金 1,731

1 配当割交付金	1,508	配当割交付金 1,508

1 株式等譲渡所得割交付金	3,991	株式等譲渡所得割交付金 3,991

1 地方消費税交付金	27,864	地方消費税交付金 27,864

2地方譲与税 - 6地方消費税交付金

7款 ゴルフ場利用税交付金

1項 ゴルフ場利用税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 ゴルフ場利用税交付金	1,900	55	1,955
計	1,900	55	1,955

8款 自動車取得税交付金

1項 自動車取得税交付金

1 自動車取得税交付金	22,000	36,602	58,602
計	22,000	36,602	58,602

9款 地方特例交付金

1項 地方特例交付金

1 地方特例交付金	3,800	1,350	5,150
計	3,800	1,350	5,150

10款 地方交付税

1項 地方交付税

1 地方交付税	9,661,961	234,576	9,896,537
計	9,661,961	234,576	9,896,537

14款 国庫支出金

2項 国庫補助金

7 教育費国庫補助金	559,898	35,373	595,271
計	1,326,879	35,373	1,362,252

15款 県支出金

1項 県負担金

1 市町村権限移譲等交付金	49,206	△ 5,273	43,933
計	660,742	△ 5,273	655,469

(単位 : 千円)

節		説明	
区分	金額		
1 ゴルフ場利用税交付金	55	ゴルフ場利用税交付金	55

1 自動車取得税交付金	36,602	自動車取得税交付金	36,602

1 地方特例交付金	1,350	地方特例交付金	1,350

1 地方交付税	234,576	特別交付税	234,576

1 小学校費補助金	13,221	学校施設環境改善交付金	4,131
		ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金	9,090
2 中学校費補助金	22,569	学校施設環境改善交付金	12,206
		ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金	10,363
4 幼稚園費補助金	△ 417	ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金	△ 417

1 市町村権限移譲等交付金	△ 5,273	市町村権限移譲等交付金	△ 5,273

7ゴルフ場利用税交付金 - 15県支出金

15款 県支出金

2項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
4 農林水産業費県補助金	842,108	△ 2,320	839,788
計	1,831,465	△ 2,320	1,829,145

16款 財産収入

2項 財産売払収入

2 物品売払収入	50,122	10,816	60,938
計	50,124	10,816	60,940

18款 繰入金

1項 基金繰入金

1 基金繰入金	3,218,139	△ 672,879	2,545,260
計	3,218,139	△ 672,879	2,545,260

21款 市債

1項 市債

1 辺地対策事業債	261,900	△ 11,300	250,600
2 過疎対策事業債	1,005,500	△ 24,200	981,300
3 合併特例事業債	2,175,500	155,700	2,331,200
5 土木債	125,000	6,100	131,100

(単位 : 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 農業費補助金	△ 2,320	家畜導入事業費補助金	△ 2,320

2 生産物売払収入	10,816	アワビ種苗売払収入	10,816

3 地域振興基金繰入金	△ 4,700	地域振興基金繰入金	△ 4,700
4 過疎地域自立促進特別事業基金繰入金	85,500	過疎地域自立促進特別事業基金繰入金	85,500
5 ふるさと応援基金繰入金	△ 12,522	ふるさと応援基金繰入金	△ 12,522
7 沿岸漁業振興基金繰入金	△ 12,963	沿岸漁業振興基金繰入金	△ 12,963
8 合併振興基金繰入金	△ 730,200	合併振興基金繰入金	△ 730,200
9 地域福祉基金繰入金	2,106	地域福祉基金繰入金	2,106
10 施設整備基金繰入金 (老人ホーム)	△ 100	施設整備基金繰入金 (老人ホーム)	△ 100

1 辺地対策事業債	△ 11,300	辺地対策事業	△ 11,300
1 過疎対策事業債	△ 24,200	過疎対策事業	114,500
		過疎対策事業 (過疎地域自立促進事業)	△ 138,700
1 合併特例事業債	155,700	合併特例事業	155,700
1 自然災害防止事業債	△ 1,000	自然災害防止事業	△ 1,000

15県支出金 - 21市債

21款 市債

1項 市債

目	補正前の額	補正額	計
6 消防債	62,200	△ 700	61,500
7 教育債	401,600	△ 5,500	396,100
8 災害復旧事業債	224,300	△ 45,200	179,100
9 商工債	19,700	△ 600	19,100
計	4,756,300	74,300	4,830,600

(単位 : 千円)

節		説明	
区分	金額		
2 公営住宅建設事業債	7,100	公営住宅建設事業	7,100
1 緊急防災・減災事業債	△ 400	緊急防災・減災事業	△ 400
2 防災対策事業債	△ 300	防災基盤整備事業	△ 300
1 緊急防災・減災事業債	△ 4,500	緊急防災・減災事業	△ 4,500
6 学校教育施設等整備事業債	△ 1,000	学校教育施設等整備事業債	△ 1,000
1 単独災害復旧事業債	△ 8,900	公共土木施設等災害復旧事業 (単独)	△ 8,900
2 補助災害復旧事業債	△ 36,300	公共土木施設等災害復旧事業 (補助)	△ 36,300
1 一般補助施設整備等事業債	△ 600	一般補助施設整備等事業債	△ 600

3. 歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 一般管理費	1,304,720	0	1,304,720	244	0	△36,672
5 財産管理費	694,339	0	694,339	0	△100	0
6 企画費	792,846	0	792,846	0	△17,400	809
7 情報管理費	493,753	0	493,753	0	0	△245,000
計	4,178,668	0	4,178,668	244	△17,500	△280,863

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,293,740	0	1,293,740	186	△35,700	25,100
2 社会福祉施設費	165,486	0	165,486	0	0	1,100
3 老人福祉費	112,928	0	112,928	0	△1,400	0
5 介護保険事業費	619,544	0	619,544	0	0	△2,080
6 老人福祉施設費	331,902	0	331,902	0	0	△100
計	3,430,387	0	3,430,387	186	△37,100	24,020

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	104,269	0	104,269	0	0	△100
4 保育所費	904,629	0	904,629	0	△1,000	1,006
計	1,821,809	0	1,821,809	0	△1,000	906

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	487,756	0	487,756	0	0	1,934
2 予防費	72,376	0	72,376	0	△1,100	0
3 環境衛生費	952,734	0	952,734	0	△900	0
計	2,000,208	0	2,000,208	0	△2,000	1,934

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
36,428			(財源調整)
100			(財源調整)
16,591			(財源調整)
245,000			(財源調整)
298,119			

10,414			(財源調整)
△1,100			(財源調整)
1,400			(財源調整)
2,080			(財源調整)
100			(財源調整)
12,894			

100			(財源調整)
△6			(財源調整)
94			

△1,934			(財源調整)
1,100			(財源調整)
900			(財源調整)
66			

4款 衛生費
2項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 清掃総務費	98,527	0	98,527	3	0	△9,400
2 塵芥処理費	515,067	0	515,067	0	0	△1,700
3 し尿処理費	206,519	0	206,519	0	0	△2,000
計	886,873	0	886,873	3	0	△13,100

5款 農林水産業費
1項 農業費

1 農業委員会費	46,997	0	46,997	2	0	0
2 農業総務費	103,303	0	103,303	9	0	0
3 農業振興費	183,408	0	183,408	0	△1,200	△2,380
4 畜産業費	450,171	△14,740	435,431	△2,320	△14,500	0
計	1,232,441	△14,740	1,217,701	△2,309	△15,700	△2,380

5款 農林水産業費
2項 林業費

2 林業振興費	36,276	0	36,276	0	0	△1,750
計	39,053	0	39,053	0	0	△1,750

5款 農林水産業費
3項 水産業費

1 水産業総務費	120,549	0	120,549	2	0	0
2 水産業振興費	508,210	5,085	513,295	△5,731	△61,800	43,653
4 漁港漁場整備費	192,357	0	192,357	0	1,700	0
5 漁業集落環境整備費	109,549	△560	108,989	0	△500	0
計	968,387	4,525	972,912	△5,729	△60,600	43,653

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			(財源調整)
9,397			(財源調整)
1,700			(財源調整)
2,000			(財源調整)
13,097			

△2			(財源調整)
△9			(財源調整)
3,580			(財源調整)
2,080	19 負担金補助及び交付金	△14,740	農林水産業費補助金 家畜導入事業費 △3,770 地域肉用牛振興対策事業 △460 地域肉用牛緊急増頭対策事業 △4,160 地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業 △6,350
5,649			

1,750			(財源調整)
1,750			

△2			(財源調整)	10,816
				△5,731
28,963	25 積立金	5,085	栽培漁業振興基金積立金	10,816
			沿岸漁業振興基金積立金	△5,731
△1,700			(財源調整)	
△60	28 繰出金	△560	下水道事業特別会計繰出金(漁業集落)	△560
27,201				

6款 商工費

1項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 商工総務費	108,005	0	108,005	△7	0	0
2 商工振興費	388,805	0	388,805	0	△1,600	1,492
4 観光費	363,460	0	363,460	0	△4,300	△1,509
計	878,337	0	878,337	△7	△5,900	△17

7款 土木費

1項 土木管理費

1 土木総務費	168,435	0	168,435	9	0	0
計	168,435	0	168,435	9	0	0

7款 土木費

2項 道路橋りょう費

2 道路橋りょう維持費	269,825	0	269,825	0	0	△300
3 道路橋りょう新設改良費	514,271	0	514,271	0	2,500	0
計	784,124	0	784,124	0	2,500	△300

7款 土木費

3項 河川費

1 河川総務費	13,346	0	13,346	0	0	869
2 急傾斜地崩壊対策費	42,744	0	42,744	0	△1,000	0
計	56,090	0	56,090	0	△1,000	869

7款 土木費

4項 港湾費

1 港湾管理費	69,988	0	69,988	0	0	△85
計	69,988	0	69,988	0	0	△85

7款 土木費

6項 下水道費

1 公共下水道費	135,740	△3,300	132,440	0	△2,900	0
計	135,740	△3,300	132,440	0	△2,900	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
7			(財源調整)
108			(財源調整)
5,809			(財源調整)
5,924			

△9			(財源調整)
△9			

300			(財源調整)
△2,500			(財源調整)
△2,200			

△869			(財源調整)
1,000			(財源調整)
131			

85			(財源調整)
85			

△400	28 繰出金	△3,300	下水道事業特別会計繰出金 (公共下水) △3,300
△400			

6商工費 - 7土木費

7款 土木費
7項 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 住宅管理費	106,975	0	106,975	0	0	△1,000
2 住宅建設費	166,460	0	166,460	0	7,100	0
計	273,435	0	273,435	0	7,100	△1,000

8款 消防費
1項 消防費

1 常備消防費	563,087	0	563,087	10	△16,300	0
3 消防施設費	76,302	0	76,302	0	△1,400	△581
4 防災費	27,545	0	27,545	0	△800	0
計	803,581	0	803,581	10	△18,500	△581

9款 教育費
2項 小学校費

1 学校管理費	1,300,557	△216,888	1,083,669	13,221	106,900	△340,000
2 教育振興費	97,677	0	97,677	0	0	△54
計	1,398,234	△216,888	1,181,346	13,221	106,900	△340,054

9款 教育費
3項 中学校費

1 学校管理費	1,367,281	1,744	1,369,025	22,569	164,000	△60,000
2 教育振興費	55,900	0	55,900	0	0	△696
計	1,423,181	1,744	1,424,925	22,569	164,000	△60,696

9款 教育費
4項 幼稚園費

1 幼稚園費	280,484	△13,341	267,143	△417	8,500	△20,110
計	280,484	△13,341	267,143	△417	8,500	△20,110

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
1,000			(財源調整)
△7,100			(財源調整)
△6,100			

16,290			(財源調整)
1,981			(財源調整)
800			(財源調整)
19,071			

2,991	13 委託料	△4,360	設計業務	△4,360
	15 工事請負費	△212,528	施設整備工事 設備等整備工事 施設設備等改修工事	
54			(財源調整)	
3,045				

△124,825	13 委託料	△8,272	調査業務	760
			設計業務	△1,332
			監理業務	
			監理業務（事業用資産・建物）	△7,700
	15 工事請負費	10,016	設備等整備工事 施設設備等改修工事	
696			(財源調整)	
△124,129				

△1,314	13 委託料	△119	設計業務	△119
	15 工事請負費		△13,222	設備等整備工事
△1,314				

7土木費 - 9教育費

9款 教育費

5項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 社会教育総務費	60,869	0	60,869	0	△400	0
2 青少年育成費	14,753	0	14,753	0	△1,100	△250
4 公民館費	383,877	0	383,877	0	△4,500	0
6 文化財保護費	241,687	0	241,687	0	△1,300	△900
計	729,905	0	729,905	0	△7,300	△1,150

9款 教育費

7項 学校給食費

1 学校給食費	220,171	0	220,171	0	0	△13,100
計	220,171	0	220,171	0	0	△13,100

10款 災害復旧費

1項 農林水産施設災害復旧費

1 農地及び農業用施設災害復旧費	596,287	0	596,287	0	0	1,741
計	596,287	0	596,287	0	0	1,741

10款 災害復旧費

2項 公共土木施設災害復旧費

1 公共土木施設災害復旧費	787,515	0	787,515	0	△45,200	0
計	787,515	0	787,515	0	△45,200	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
400			(財源調整)
1,350			(財源調整)
4,500			(財源調整)
2,200			(財源調整)
8,450			

13,100			(財源調整)
13,100			

△1,741			(財源調整)
△1,741			

45,200			(財源調整)
45,200			

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	20,210,976	20,060,094	4,725,100	2,875,679	21,909,515
(1) 総務	73,526	137,152	0	12,274	124,878
(2) 民生	28,805	43,607	3,100	3,832	42,875
(3) 衛生	7,620	0	0	0	0
(4) 農林水産	1,781,717	1,528,249	0	218,132	1,310,117
(5) 商工	5,200	42,600	19,100	0	61,700
(6) 土木	758,423	654,865	21,000	111,759	564,106
(7) 公営住宅	407,316	587,838	180,600	7,927	760,511
(8) 消防	1,200	3,300	61,500	0	64,800
(9) 教育	415,748	606,569	396,100	18,779	983,890
(10) 辺地	1,900,225	1,812,845	299,000	270,607	1,841,238
(11) 過疎	5,927,940	6,007,179	1,103,400	685,442	6,425,137
(12) 合併特例	8,903,256	8,635,890	2,641,300	1,546,927	9,730,263
2. 災害復旧債	171,669	286,769	312,900	26,562	573,107
(1) 補助	54,530	101,660	179,000	9,910	270,750
(2) 単独	117,139	185,109	133,900	16,652	302,357
3. その他	6,573,499	6,729,699	480,600	395,680	6,814,619
(1) 臨時財政対策債	6,573,499	6,729,699	480,600	395,680	6,814,619
(2) 減税補てん債	0	0	0	0	0
(3) 臨時税収補てん債	0	0	0	0	0
合計	26,956,144	27,076,562	5,518,600	3,297,921	29,297,241

報告第2号

平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について

平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和元年6月13日提出

壱岐市長 白川博一

平成30年度

下水道事業特別会計補正予算書
(第4号)

壱 岐 市

専決第2号

専決処分書

地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,160千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ374,492千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月31日専決

壱岐市長 白川博一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
5 繰入金		245,289	△3,860	241,429
	1 一般会計繰入金	245,289	△3,860	241,429
8 市債		24,700	△3,300	21,400
	1 市債	24,700	△3,300	21,400
歳 入	合 計	381,652	△7,160	374,492

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 下水道事業費		241,420	△6,100	235,320
	2 施設整備費	102,156	△6,100	96,056
2 漁業集落排水整備 事業費		140,032	△1,060	138,972
	2 施設整備費	38,894	△1,060	37,834
歳 出 合 計		381,652	△7,160	374,492

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	24,700	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	21,700	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	245,289	△3,860	241,429
8 市債	24,700	△3,300	21,400
歳 入 合 計	381,652	△7,160	374,492

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費	241,420	△6,100	235,320
2 漁業集落排水整備事業費	140,032	△1,060	138,972
歳 出 合 計	381,652	△7,160	374,492

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	△2,800	△3,300	0
0	△500	△560	0
0	△3,300	△3,860	0

2. 歳入

5款 繰入金

1項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	245,289	△ 3,860	241,429
計	245,289	△ 3,860	241,429

8款 市債

1項 市債

1 下水道事業債	24,700	△ 3,300	21,400
計	24,700	△ 3,300	21,400

(単位 : 千円)

節		説明	
区分	金額		
1 一般会計繰入金	△ 3,860	一般会計繰入金 (公共下水)	△ 3,300
		一般会計繰入金 (漁業集落)	△ 560

1 下水道事業債	△ 3,300	公共下水道事業	△ 2,800
		漁業集落環境整備事業	△ 500

3. 歳出

1款 下水道事業費

2項 施設整備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 施設整備費	102,156	△6,100	96,056	0	△2,800	△3,300
計	102,156	△6,100	96,056	0	△2,800	△3,300

2款 漁業集落排水整備事業費

2項 施設整備費

1 施設整備費	38,894	△1,060	37,834	0	△500	△560
計	38,894	△1,060	37,834	0	△500	△560

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
0	15 工事請負費	△6,100	インフラ等整備工事 下水道整備工事（起債）
0			

0	11 需用費	△120	修繕料	△120
	15 工事請負費	△940	施設整備工事	
0				

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 公 営 企 業 債	1,879,699	1,848,960	24,900	87,316	1,786,544
(1) 下 水 道	1,048,669	1,017,959	18,500	55,188	981,271
(2) 漁 業 集 落 排 水	831,030	831,001	6,400	32,128	805,273
合 計	1,879,699	1,848,960	24,900	87,316	1,786,544

報告第3号

平成30年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の
報告について

平成30年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に
繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告す
る。

令和元年6月13日提出

壱岐市長 白川博一

平成30年度 壱岐市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	市役所庁舎耐震改修等事業	270,000,000	261,500,000		46,200,000	195,000,000		20,300,000
		定住奨励事業	4,000,000	4,000,000					4,000,000
3 民生費	1 社会福祉費	プレミアム付商品券事業	3,266,000	3,266,000		3,266,000			
	2 児童福祉費	保育所等ブロック塀安全点検調査事業	607,000	607,000					607,000
4 衛生費	1 保健衛生費	壱岐葬斎場建設事業	863,325,000	863,325,000			811,200,000		52,125,000
	2 清掃費	勝本自給肥料供給センターバキューム散布車購入事業	13,538,000	11,815,200					11,815,200
5 農林水産業費	1 農業費	長崎県畜産クラスター構築事業	123,394,000	123,394,000		108,838,000			14,556,000
	3 水産業費	漁村再生交付金事業	52,450,000	38,000,000		25,285,792	10,900,000		1,814,208
		水産物供給基盤機能保全事業	9,370,000	9,044,000		7,235,200	1,700,000		108,800
		漁業集落環境整備事業 繰出金	22,700,000	15,600,000					15,600,000
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持事業	61,000,000	53,500,000					53,500,000
		道路橋りょう新設改良事業	243,000,000	198,760,000		47,198,000	128,600,000		22,962,000
	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	29,400,000	11,769,800		5,800,000	5,900,000		69,800
	6 下水道費	公共下水道事業 繰出金	15,000,000	5,644,380			4,600,000		1,044,380

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
7	土木費	7 住宅費	公営住宅等ストック総合改善事業	80,440,000	80,440,000		10,998,000	69,400,000		42,000
9	教育費	2 小学校費	空調設備設置事業	522,748,000	290,000,000		61,509,000	207,400,000		21,091,000
			田河小学校特別支援対策事業	1,480,000	1,480,000					1,480,000
			芦辺小学校屋内運動場改築事業	183,625,000	169,674,880		60,502,000	103,600,000		5,572,880
			ブロック塀安全対策工事	124,847,000	124,847,000		37,837,000	58,600,000		28,410,000
	3 中学校費	空調設備設置事業	104,135,000	80,000,000		14,500,000	41,800,000		23,700,000	
		芦辺中学校校舎改築及び改修事業	631,494,000	631,494,000		178,589,000	429,900,000		23,005,000	
		ブロック塀安全対策工事	35,091,000	35,091,000		11,285,000	2,100,000		21,706,000	
	4 幼稚園費	空調設備設置事業	37,511,000	23,000,000		3,857,000	16,400,000		2,743,000	
		ブロック塀安全対策工事	20,056,000	20,056,000		6,464,000	12,800,000		792,000	
	5 社会教育費	壱岐島開発総合センター耐震化事業	128,278,000	128,278,000		62,972,000	65,300,000		6,000	
10	災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業	532,183,000	528,910,000		448,471,924		21,085,093	59,352,983
		2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	497,000,000	445,400,000		290,846,000	128,900,000		25,654,000
合 計			4,609,938,000	4,158,896,260		1,431,653,916	2,294,100,000	21,085,093	412,057,251	

報告第4号

平成30年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について

平成30年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月13日提出

壱岐市長 白川博一

平成30年度 壱岐市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1	下水道事業費	2 施設整備費	公共下水道事業	51,500,000	20,368,760		10,024,380	4,700,000	5,644,380	
2	漁業集落排水整備事業費	2 施設整備費	漁業集落排水整備事業	22,700,000	15,600,000				15,600,000	
合 計				74,200,000	35,968,760		10,024,380	4,700,000	21,244,380	

報告第5号

平成30年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告について

平成29年度公共土木施設災害復旧工事事業に係る事故繰越し繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

令和元年6月13日提出

壱岐市長 白川博一

平成30年度 老岐市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出為額	左の内訳		支出為額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	国県支出金	地方債	一財	
10	災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧事業費	1,084,105,953	981,997,153	102,108,800	2,891,200	105,000,000		84,848,000	10,100,000	10,052,000	法面施工中に、崩落の兆候が発生し、二次災害の発生が懸念されたことから、直ちに工事を中止し、地質調査と工法の検討を行った。これらの調査及び検討、また、新たに必要となった対策工の施工に不測の日数を要し、年度内の完成が不可能となった。
合 計			1,084,105,953	981,997,153	102,108,800	2,891,200	105,000,000		84,848,000	10,100,000	10,052,000	

議案第1号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例
を別紙のとおり定める。

令和元年6月13日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率が引上げられることから、使用料、手数料等について所要の改正を行うため、関係条例の整備を行うものである。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

目次

- 第1章 総務部関係（第1条—第5条）
- 第2章 企画振興部関係（第6条—第12条）
- 第3章 市民部関係（第13条・第14条）
- 第4章 保健環境部関係（第15条—第17条）
- 第5章 農林水産部関係（第18条—第24条）
- 第6章 建設部関係（第25条—第29条）
- 第7章 教育委員会関係（第30条—第41条）
- 第8章 消防本部関係（第42条）

附則

第1章 総務部関係

（壱岐市自動車駐車場条例の一部改正）

第1条 壱岐市自動車駐車場条例（平成16年壱岐市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「当り」を「当たり」に、「4,110円」を「4,180円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

（壱岐市テレワーク施設条例の一部改正）

第2条 壱岐市テレワーク施設条例（平成30年壱岐市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1月	45,000円
1月	15,000円
1月	8,000円
	5,000円
利用者が入場料又はこれに類する費用等を徴収して使用する場合は、1時間当たり500円	
1月	30,000円

「

1月	45,830円
1月	15,270円
1月	8,140円
	5,090円
利用者が入場料又はこれに類する費用等を徴収して使用する場合は、1時間当たり500円	
1月	30,550円

」を

」

に改める。

(壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正)

第3条 壱岐市芦辺浦住民集会所条例（平成16年壱岐市条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

510円 (1,540円)
820円 (3,600円)
1,230円 (5,140円)
2,050円 (上記単位ごと金額を加算)

」を

「

510円 (1,560円)
830円 (3,660円)
1,250円 (5,230円)
2,080円 (上記単位ごと金額を加算)

」に改める。

(壱岐市自動車教習場条例の一部改正)

第4条 壱岐市自動車教習場条例（平成16年壱岐市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第7条中「504,000円」を「513,330円」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

運転練習のためのコース使用料

時間	車両区分	普通自動二輪車	普通自動車
	1台につき50分以内	300円	630円

別表第2（第4条、第6条関係）

本科

区分	車種別	所持免許別	入所手数料 (円)	教程 数	金額 (円)		備考	
					昼間	夜間		
学科	普通自動車 (AT限定車を含む。)	初心者		32	42,230	42,230	入学に要する一切の費用及び消費税を含む。1教程は50分とする。	
		自動二輪車		2	2,630	2,630		
		大型特殊自動車		3	3,950	3,950		
		仮免許		17	22,430	22,430		
	普通自動二輪車(限定)	初心者		32	42,230	42,230		
		普通自動車		1	1,310	1,310		
		大型特殊自動車	初心者		22	29,030		29,030
	技能免許所持者	普通自動車	自動二輪車	6,260	32	153,460		161,130
			大型特殊自動車	6,260	26	124,300		138,440
仮免許			6,260	17	81,240	90,480		
限定			4,710	4	16,650	18,810		
普通自動車 (AT限定車)		自動二輪車	6,260	29	139,070	146,030		
		大型特殊自動車	6,260	23	109,890	122,510		
		仮免許	6,260	17	81,240	90,480		
		限定	4,710	4	16,650	18,810		
大型特殊自動		自動二輪車	4,710	10	48,400	53,230		

	車	普通自動車 大型自動車 限定	4, 710	6	32, 360	34, 760
	普通自動車 二輪車 (限定)	普通自動車 大型自動車 大型特殊自動車	4, 710	10	31, 160	31, 160
技能 初心者	普通自動車		6, 260	34	162, 660	181, 140
	普通自動車 (AT 限定車)		6, 260	31	148, 280	165, 070
	普通自動車 二輪車 (限定)		4, 710	12	37, 400	37, 400
	大型特殊自動車		4, 710	12	58, 010	63, 770

別表第3 (第4条関係)

補習課・練習課

車種別	科目	教程時間 (分)	金額 (円)	
			昼間	夜間
普通自動車	補習課	50	4, 360	4, 360
普通自動車	練習課	50	4, 900	4, 900
普通自動車 二輪車	補習課	50	2, 980	2, 980

普通自動二輪車	練習課	50	3,540	3,540
大型特殊自動車	補習課	50	5,260	5,260
大型特殊自動車	練習課	50	5,980	5,980

(壱岐市三島航路事業条例の一部改正)

第5条 壱岐市三島航路事業条例（平成22年壱岐市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表の1 一般旅客運賃の部中

「	「
350円	360円
430円	440円

」を」に改め、同表の2 往復旅客運賃（三島から渡良浦又は郷ノ浦までの間往復1回乗船する場合に適用する運賃とする。）の部中「690円」を「710円」に改め、同表の4 割引運賃の部第1号の表中

「	「
12,600円	12,960円
15,480円	15,840円

」を」に、

「	「
8,400円	8,640円
10,320円	10,560円

」を」に改め、同表の5 臨

時運航料金の部中

「	「
1回につき28,000円	1回につき28,800円
1回につき34,400円	1回につき35,200円

」を」に改

め、同表の7 特殊手荷物運賃の部中

「	「
410円	420円
610円	620円

820円

840円

」を」に改め、同表の8 自動車航
送運賃の部中

1, 920円	3, 010円
2, 170円	3, 490円
2, 410円	3, 860円
2, 640円	4, 340円
3, 090円	5, 070円

1, 950円	3, 070円
2, 210円	3, 550円
2, 450円	3, 930円
2, 690円	4, 420円
3, 140円	5, 160円

」を」に

改める。

第2章 企画振興部関係

(壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正)

第6条 壱岐市ケーブルテレビ施設条例（平成22年壱岐市条例第20号）の
一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「1, 020円」を「1, 040円」に改め、同
項第2号中「3, 080円」を「3, 140円」に改める。

(壱岐市魚菜市场条例の一部改正)

第7条 壱岐市魚菜市场条例（平成16年壱岐市条例第187号）の一部を次
のように改正する。

別表の1 シーフードセンターの部中

11, 310円
9, 250
8, 220
7, 200
6, 170
5, 140
5, 140
5, 140
4, 110

11, 520円
9, 420円
8, 380円
7, 330円
6, 280円
5, 230円
5, 230円
5, 230円
4, 190円

」を」に改め、同表の2

朝市売場の部中「14,400円」を「14,660円」に改める。

(壱岐市商工業等研修施設条例の一部改正)

第8条 壱岐市商工業等研修施設条例（平成16年壱岐市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「10,280円」を「10,470円」に改める。

(壱岐市営印通寺共同店舗条例の一部改正)

第9条 壱岐市営印通寺共同店舗条例（平成16年壱岐市条例第190号）の一部を次のように改正する。

第5条中「(別記様式)」を削る。

別表中「151,200円」を「154,000円」に改める。

別記様式を削る。

(マリンパル壱岐条例の一部改正)

第10条 マリンパル壱岐条例（平成16年壱岐市条例第191号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

半日 30,850円	
1日 51,420円	
半日 2,050円	半日 510円
1日 4,110円	1日 1,020円
半日 1,020円	半日 300円
1日 2,050円	1日 610円
半日 2,050円	半日 510円
1日 4,110円	1日 1,020円

」を

「

半日 31,420円	
1日 52,380円	
半日 2,090円	半日 520円
1日 4,190円	1日 1,040円
半日 1,040円	半日 310円
1日 2,090円	1日 620円

半日 2,090円	半日 520円
1日 4,190円	1日 1,040円

」に改め、備

考の欄を削る。

(サンドーム壱岐条例の一部改正)

第11条 サンドーム壱岐条例(平成16年壱岐市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

820円
410円
無料
200円

「

830円
410円
無料
210円

」を

」に、

「

1時間 720円
1時間 1,020円

「

1時間 730円
1時間 1,040円

」を

」に、

「

720円
1,440円

「

730円
1,460円

」を

」に改める。

(壱岐市シーサイド小水浜条例の一部改正)

第12条 壱岐市シーサイド小水浜条例(平成16年壱岐市条例第195号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「20,570円」を「20,950円」に改める。

第3章 市民部関係

(壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正)

第13条 壱岐市地域福祉活動拠点施設条例(平成22年壱岐市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

区分	単位	使用料	備考
壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや			
イベントホール	1時間	1,040円	冷暖房利用の場合、1時間当たり左記使用料金額を冷暖房使用料とする。
研修室A・B	1時間	各310円	
保健研修室	1時間	310円	
ボランティアルーム	1時間	310円	
コミュニティルームA・B	1時間	各310円	
AVホール	1時間	520円	
娯楽室	1時間	1,040円	
リラクゼーションカプセル	1人1回	210円	
トレーニングルーム	1人1回	210円	
一般浴室	1人1回	310円	
ゲートボール場(屋根付)	1コート1時間(照明利用時のみ)	210円	
キッズゲレンデ	ボード貸出1枚	100円	
壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ			
イベントホール	1時間	1,040円	冷暖房利用の場合、1時間当たり左記使用料金額を冷暖房使用料とする。
ボランティアルーム	1時間	310円	
研修室	1時間	310円	
生涯学習室	1時間	310円	
ふれあいルーム	1時間	310円	
娯楽室	1時間	1,040円	
一般浴室	1人1回	310円	
トレーニングルーム	1人1回	210円	
イベントハウス	1回	1,040円	
壱岐市石田町総合福祉センター			

会議室	1時間	310円	冷暖房利用の場合、1時間当たり左記使用料金額を冷暖房使用料とする。
談話室	1時間	310円	
ボランティア室	1時間	310円	
一般浴室	1人1回	310円	
ゲートボール場（屋根付）	1コート1時間（照明利用時のみ）	210円	

注)

- 1 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。
- 2 営利を目的として利用する場合は、10割以上加算する。

（壱岐地域生活ホーム設置及び使用に関する条例の一部改正）

第14条 壱岐地域生活ホーム設置及び使用に関する条例（平成24年壱岐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「9,250円」を「9,420円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

第4章 保健環境部関係

（壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正）

第15条 壱岐市国民健康保険直営診療所条例（平成16年壱岐市条例第137号）の一部を次のように改正する。

別表中

<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">円</div> 6,170 4,110 4,110 2,050 1,020 510 10,280 4,110 4,110 3,080	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">円</div> 6,280 4,180 4,180 2,080 1,030 510 10,470 4,180 4,180 3,130
---	---

15,420	15,700
4,110	4,180
2,050	2,080
5,400	5,500
4,320	4,400
4,320	4,400
3,240	3,300

」を 」に改める。

(壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第16条 壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年壱岐市条例第145号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「2,570円」を「2,610円」に、「4,110円」を「4,190円」に改める。

(壱岐市自給肥料供給センター条例の一部改正)

第17条 壱岐市自給肥料供給センター条例（平成18年壱岐市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「510円」を「520円」に、「300円」を「310円」に、「5,140円」を「5,230円」に改める。

第5章 農林水産部関係

(壱岐市堆肥センター条例の一部改正)

第18条 壱岐市堆肥センター条例（平成22年壱岐市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「510円」を「520円」に、「4,620円」を「4,710円」に、「4,160円」を「4,240円」に、「2,570円」を「2,610円」に、「2,310円」を「2,350円」に、「250円」を「260円」に改める。

(壱岐市農業機械銀行条例の一部改正)

第19条 壱岐市農業機械銀行条例（平成16年壱岐市条例第160号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

機械名	使用料	備考
-----	-----	----

	単位	金額	
中型ブルドーザー	1時間	5,840円	
大型トラクター	〃	7,790円	ハローによる代かき
	〃	6,280円	作業幅2.2m以上のロータリー
	〃	5,210円	通常耕起、代かき
	〃	4,400円	プラウ、パワーディスク、スタブルカルチ
	〃	3,770円	播種作業
小型トラクター	〃	4,400円	通常耕起、代かき、溝上げ機
	〃	2,510円	播種作業
中型バックホー	〃	7,730円	
小型バックホー	〃	5,020円	
ミニバックホー	〃	3,770円	
カッティングロールベラー	1梱包	1,460円	90cmロールのみ
		1,760円	100cmロールのみ
		2,050円	110cmロールのみ
		2,340円	120cmロールのみ
		2,090円	90cmラッピング込み
		2,510円	100cmラッピング込み
		210円	委託者の倉庫への積み下ろし作業、各単価へ加算
ラッピングマシン	〃	780円	85cm
		830円	90cm
		940円	100cm
ヘイベラー	〃	120円	
モアコンディショナー	1時間	5,530円	
ディスクモア	〃	4,400円	
ロータリテッド	〃	4,710円	反転、集草作業
ブロードキャスタ	〃	4,710円	肥料散布

弾丸暗渠	〃	4,400円	排水整備作業
中型ホイルローダー	〃	4,710円	
小型ホイルローダー	〃	3,890円	
乗用管理機	〃	5,210円	
4トンダンプ	〃	4,710円	
2トンダンプ	〃	3,890円	
回送車	片道1回	11,000円	

(壱岐風民の郷条例の一部改正)

第20条 壱岐風民の郷条例（平成16年壱岐市条例第165号）の一部を次のように改正する。

別表使用料の部中

「

農林漁業体験実習館	(視聴覚室)	1回	300	410
	(体験実習室)		300	410
	(調理実習室)		1,020	1,540
	(農産加工室)		1,020	1,540
	(地域食材供給室等)	1月	51,420	
学童体験農園	(貸農園)	1区画 (40㎡) /年	2,050	
	(収益農園)	10a / 年	10,280	

」を

「

農林漁業体験実習	視聴覚室	1回	310	410
	体験実習室		310	410
	調理実習室		1,040	1,570
	農産加工室		1,040	1,570

館	地域食材供給室等	1月	52,380
学 童 体 験 農 園	貸農園	1区画 (40㎡) /年	2,090
	収益農園	10a / 年	10,470

」に

改める。

(壱岐出会いの村条例の一部改正)

第21条 壱岐出会いの村条例（平成16年壱岐市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1 宿泊室（1人1泊につき）の部中「2,800円」を「2,900円」に改める。

別表第2中「15,400円」を「15,700円」に改める。

(壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正)

第22条 壱岐市死亡獣畜取扱場条例（平成16年壱岐市条例第155号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,020円」を「1,040円」に、「5,140円」を「5,230円」に改める。

(壱岐市水産共同作業施設条例の一部改正)

第23条 壱岐市水産共同作業施設条例（平成16年壱岐市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「2,050円」を「2,080円」に改める。

(壱岐市営ターミナルビル条例の一部改正)

第24条 壱岐市営ターミナルビル条例（平成16年壱岐市条例第209号）の一部を次のように改正する。

別表の1 郷ノ浦港ターミナルビル使用料の部中

「

16,760円
16,760円
28,490円
5,650円
4,110円

「

17,070円
17,070円
29,010円
5,750円
4,180円

2, 246, 400円

2, 288, 000円

」を

」に改め、同

表の2 芦辺港ターミナルビル使用料の部中

「

19,850円
14,400円
19,850円
33,730円
33,730円
33,730円
4,110円
3,357,250円

「

20,210円
14,660円
20,210円
34,350円
34,350円
34,350円
4,180円
3,419,420円

」を

」に改め、同

表の3 印通寺港ターミナルビル使用料の部中

「

17,580円
17,580円
29,820円
4,110円
2,925,250円

「

17,900円
17,900円
30,370円
4,180円
2,979,420円

」を

」に改める。

第6章 建設部関係

(壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正)

第25条 壱岐市漁業集落排水処理施設条例(平成16年壱岐市条例第184号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項ただし書を削る。

別表第1中「630円」を「640円」に、「236円」を「240円」に、「1,550円」を「1,570円」に改める。

(壱岐市都市公園条例の一部改正)

第26条 壱岐市都市公園条例(平成16年壱岐市条例第198号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の部中

金額
1,020円
1,020円
5,340円
20円
2,160円

金額 (円)
1,040
1,040
5,440
20
2,200

」を

」に改め、同表の3 有

料公園施設を利用する場合の部中

金額
2,160円
1,020
60
30
2,160
300
150
1,230
300
150
720
510
300
1,020
200
100
300

金額 (円)
2,200
1,040
60
30
2,200
310
150
1,250
310
150
730
520
310
1,040
200
100
310

」を

」に、

610
410

620
410

300
200
1,850
1,230

310
200
1,880
1,250

」を 』に、

300
410

310
410

」を 』に改める。

(壱岐市特定地区公園条例の一部改正)

第27条 壱岐市特定地区公園条例(平成16年壱岐市条例第199号)の一部を次のように改正する。

別表第2 有料公園施設使用料の部中「300円」を「310円」に改め、同表 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合(青嶋公園関係)の部中

1,020円
1,020円
5,340円
20円
2,160円

1,040円
1,040円
5,440円
20円
2,200円

」を 』に改める。

(壱岐市公共下水道条例の一部改正)

第28条 壱岐市公共下水道条例(平成16年壱岐市条例第201号)の一部を次のように改正する。

別表中「510円」を「520円」に、「165円」を「168円」に、「1,020円」を「1,040円」に改める。

(壱岐市水道事業給水条例の一部改正)

第29条 壱岐市水道事業給水条例(平成16年壱岐市条例第212号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項ただし書を削る。

別表第1中「630円」を「640円」に、「236円」を「240円」に、「257円」を「260円」に、「1,550円」を「1,570円」に改める。

別表第2中「41, 140円」を「41, 900円」に、「82, 280円」を「83, 800円」に、「185, 140円」を「188, 560円」に、「257, 140円」を「261, 900円」に、「514, 280円」を「523, 800円」に改める。

第7章 教育委員会関係

(壱岐市公民館条例の一部改正)

第30条 壱岐市公民館条例（平成16年壱岐市条例第90号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

基本使用料			超過1時間当たり単価	冷暖房使用料			超過1時間当たり単価
昼間		夜間		昼間		夜間	
午前	午後			午前	午後		
1,540円	2,050円	2,050円	510円	770円	1,020円	1,020円	250円
920	1,230	1,230	300	610	820	820	200
610	820	820	200	300	410	410	100
610	820	820	200	300	410	410	100
610	820	820	200	300	410	410	100
610	820	820	200	300	410	410	100

」を

「

基本使用料（円）			超過1時間当たり単価（円）	冷暖房使用料（円）			超過1時間当たり単価（円）
昼間		夜間		昼間		夜間	
午前	午後			午前	午後		
1,570	2,090	2,090	520	780	1,040	1,040	260
940	1,250	1,250	310	620	830	830	200
620	830	830	200	310	410	410	100
620	830	830	200	310	410	410	100
620	830	830	200	310	410	410	100
620	830	830	200	310	410	410	100

」に

改める。

(壱岐西部開発総合センター条例の一部改正)

第31条 壱岐西部開発総合センター条例(平成16年壱岐市条例第95号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

単位	基本使用料		冷暖房装置使用料 (1時間当たり)
	昼間 8時30分～17時	夜間 17時～22時	
1時間	2,160円	2,670円	1,540円
1時間	3,700	4,210	1,540
1回	3,180	4,210	510
1回	5,340	7,400	510
1回	510	1,020	300
1回	1,020	1,540	300
1回	300	410	200

」を

「

単位	基本使用料(円)		冷暖房装置使用料 (円/1時間)
	昼間 8時30分～17時	夜間 17時～22時	
1時間	2,200	2,720	1,570
1時間	3,770	4,290	1,570
1回	3,240	4,290	520
1回	5,440	7,540	520
1回	520	1,040	310
1回	1,040	1,570	310
1回	310	410	200

」に

改める。

(壱岐島開発総合センター条例の一部改正)

第32条 壱岐島開発総合センター条例(平成16年壱岐市条例第96号)の一部を次のように改正する。

別表大集会室の項中「3,180円」を「3,240円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「2,160円」を「2,200円」に改め、同表小会議室（1室当たり）の項中「1,020」を「1,040円」に、「200」を「200円」に、「300」を「310円」に改め、同表備考の項中「1,020円」を「1,040円」に改める。

（壱岐市体育施設条例の一部改正）

第33条 壱岐市体育施設条例（平成16年壱岐市条例第98号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

全点灯のとき、1時間以内3,700円、1時間増すごとに3,700円を追加 軟式野球及びソフトボール両面のとき、1時間以内3,080円、1時間増すごとに3,080円を追加 ソフトボール1面のとき、1時間以内2,570円、1時間増すごとに2,570円を追加
30分以内1,020円 30分増すごとに1,020円を追加
コート1面1時間につき510円
30分以内720円 30分増すごとに720円を追加
30分以内800円 30分増すごとに800円を追加
30分以内800円 30分増すごとに800円を追加
体育館 1回 510円
1回 510円

」を

「

全点灯のとき、1時間以内3,770円、1時間増すごとに3,770円を追加 軟式野球及びソフトボール両面のとき、1時間以内3,140円、1時間増すごとに3,140円を追加

ソフトボール1面のとき、1時間以内2,610円、1時間増すごとに2,610円を追加
30分以内1,040円 30分増すごとに1,040円を追加
コート1面1時間につき520円
30分以内730円 30分増すごとに730円を追加
30分以内810円 30分増すごとに810円を追加
30分以内810円 30分増すごとに810円を追加
体育館 1回 520円
1回 520円

」に、

820
510
300

」を

830
520
310

」に、

1,640
1,020

」を

1,670
1,040

」に、

410
250

」を

410
260

」に、

820
410
510
250

」を

830
410
520
260

」に改める。

(壱岐市ふれあい広場条例の一部改正)

第34条 壱岐市ふれあい広場条例（平成16年壱岐市条例第99号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

金額	金額 (円)
20,570円	20,950
1,020	1,040
5,340	5,440
51,420	52,380
2,160	2,200

」を」に改める。

別表第2中

金額	金額 (円)
300円	310
150	150
1,330	1,360
300	310
150	150
820	830
200	200
100	100
250	260
1,230	1,250
610	620
2,260	2,300
610	620
300	310
820	830
300	310

」を」に改める。

(壱岐市勝本B&G海洋センター条例の一部改正)

第35条 壱岐市勝本B&G海洋センター条例（平成16年壱岐市条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表中「使用料」を「使用料（円）」に、「円」を「520」に改める。
510」

（壱岐文化ホール条例の一部改正）

第36条 壱岐文化ホール条例（平成16年壱岐市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第4条中「壱岐文化ホール（以下「文化ホール」という。）」を「文化ホール」に改める。

第7条第1項ただし書及び第2項中「付属設備」を「附属設備」に改める。

第15条第1項第2号中「備え付け」を「備付け」に改める。

第16条中「付帯設備」を「附帯設備」に改める。

別表中

「

午前9時～1 2時	午後13時～ 17時	夜間18時～ 22時	冷暖房料 (1時間当たり)
円	円	円	円
10,280	15,420	20,570	6,170
12,340	17,480	23,650	6,170
1,330	1,640	1,950	510
1,130	1,640	1,850	200
510	610	720	200
510	610	720	200
510	610	720	200
510	610	720	200
1,020	1,230	1,440	410
1,020	1,230	1,440	1,020
5,140	6,170	7,200	4,110
6,170	7,200	8,220	4,110
12,340	15,420	18,510	4,110
510	610	720	200
510	610	720	200
510	610	720	200
510	610	720	200
510	610	720	200

510	610	720	200
510	610	720	200
1,230	1,440	1,640	410
510	610	720	200
510	610	720	200
510	610	720	200
510	610	720	200
1,230	1,440	1,640	410
1,020	1,230	1,440	410
1,020	1,230	1,440	410
1,020	1,230	1,440	410
料金を徴収する場合には、1時間当たり2,050円			

」を

「

午前 9時～12時 (円)	午後 13時～17時 (円)	夜間 18時～22時 (円)	冷暖房料 (円/1時間)
10,470	15,710	20,950	
12,570	17,800	24,090	6,280
1,360	1,670	1,990	520
1,150	1,670	1,880	200
520	620	730	200
520	620	730	200
520	620	730	200
520	620	730	200
1,040	1,250	1,460	410
1,040	1,250	1,460	1,040
5,230	6,280	7,330	4,190
6,280	7,330	8,380	4,190
12,570	15,710	18,850	4,190
520	620	730	200
520	620	730	200
520	620	730	200
520	620	730	200

520	620	730	200
520	620	730	200
520	620	730	200
1,250	1,460	1,670	410
520	620	730	200
520	620	730	200
520	620	730	200
520	620	730	200
1,250	1,460	1,670	410
1,040	1,250	1,460	410
1,040	1,250	1,460	410
1,040	1,250	1,460	410
料金を徴収する場合には、1時間当たり2,090円			

」に、

「繰り上げて」を「繰上げて」に、「付属設備」を「附属設備」に改める。

(壱岐市文化財展示施設条例の一部改正)

第37条 壱岐市文化財展示施設条例（平成22年壱岐市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表中「1,000円」を「1,010円」に改める。

(原の辻一支国王都復元公園条例の一部改正)

第38条 原の辻一支国王都復元公園条例（平成21年壱岐市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「50,000円」を「50,920円」に改める。

(壱岐市石田ふれあいの森広場条例の一部改正)

第39条 壱岐市石田ふれあいの森広場条例（平成16年壱岐市条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表中「800円」を「810円」に改める。

(壱岐市全天候型多目的施設条例の一部改正)

第40条 壱岐市全天候型多目的施設条例（平成16年壱岐市条例第131号）の一部を次のように改正する。

別表中「6,170円」を「6,280円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「820円」を「830円」に改める。

(壱岐市石田農村環境改善センター条例の一部改正)

第41条 壱岐市石田農村環境改善センター条例（平成16年壱岐市条例第

158号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

3,180	3,180	4,320	3,180	3,180	4,320	1,020	1,230	5,340	5,340	6,480
1,440	1,440	1,850	1,230	1,230	1,230	410	610	1,640	1,640	2,160
720	720	920	610	610	610	200	300	720	720	920
720	720	920	610	610	610	200	300	720	720	920
1,440	1,440	1,850	1,230	1,230	1,230	410	610	1,640	1,640	2,160
720	720	920	610	610	610	200	300	1,540	1,540	1,540
			300	300	300			510	510	510

」を

「

3,240	3,240	4,400	3,240	3,240	4,400	1,040	1,250	5,440	5,440	6,600
1,460	1,460	1,880	1,250	1,250	1,250	410	620	1,670	1,670	2,200
730	730	940	620	620	620	200	310	730	730	940
730	730	940	620	620	620	200	310	730	730	940
1,460	1,460	1,880	1,250	1,250	1,250	410	620	1,670	1,670	2,200
730	730	940	620	620	620	200	310	1,570	1,570	1,570
			310	310	310			520	520	520

」に

改める。

第8章 消防本部関係

(壱岐市消防関係手数料条例の一部改正)

第42条 壱岐市消防関係手数料条例(平成16年壱岐市条例第228号)の一部を次のように改正する。

別表第1の② 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者の部浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の款中

「

1,580,000円
1,940,000円
2,260,000円

「

1,590,000円
1,950,000円
2,270,000円

」を

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(使用料等に関する経過措置)
- 2 この条例（第4条、第15条、第16条、第25条、第28条、第29条及び第42条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の利用等に係る使用料等（附則第4項に規定する使用料を除く。）について適用し、施行日前の施設の利用等に係る使用料等については、なお従前の例による。
(壱岐市自動車教習場条例に関する経過措置)
- 3 第4条の規定による改正後の壱岐市自動車教習場条例の規定は、施行日以後の施設等の利用に係る使用料で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の施設等の利用に係る使用料で施行日以後に納付するもの及び施行日以後の施設等の利用に係る使用料で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。
(壱岐市三島航路事業条例に関する経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に第5条の規定による改正前の壱岐市三島航路事業条例の規定により発行されている回数券によって施行日以後に利用する場合の使用料については、同条の規定による改正後の壱岐市三島航路事業条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(壱岐市国民健康保険直営診療所条例に関する経過措置)
- 5 第15条の規定による改正後の壱岐市国民健康保険直営診療所条例の規定は、施行日以後に発行する診断書又は意見書に係る手数料について適用し、施行日前に発行した診断書又は意見書の手数料については、なお従前の例による。
(壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に関する経過措置)
- 6 第16条の規定による改正後の壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、施行日以後の処理に係る手数料について適用し、施行日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。
(壱岐市漁業集落排水処理施設条例に関する経過措置)
- 7 施行日前から継続する排水処理施設の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるもの）にあつては、当該確定したもののうち、消費税について社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の

法律（平成24年法律第68号）附則第16条第1項において準用する同法附則第5条第2項の規定により31年旧消費税法（同条第1項に規定する31年旧消費税法をいう。）第29条に規定する税率が適用される部分。次項において同じ。）に係る使用料については、第25条の規定による改正後の壱岐市漁業集落排水処理施設条例第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（壱岐市公共下水道条例に関する経過措置）

- 8 施行日前から継続する公共下水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、第28条の規定による改正後の壱岐市公共下水道条例第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（壱岐市水道事業給水条例に関する経過措置）

- 9 施行日前から継続して給水を受ける水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、消費税について社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第16条第1項において準用する同法附則第5条第2項の規定により31年旧消費税法（同条第1項に規定する31年旧消費税法をいう。）第29条に規定する税率が適用される部分。）に係る料金については、第29条の規定による改正後の壱岐市水道事業給水条例（以下「改正後給水条例」という。）第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 10 改正後給水条例第19条の規定は、施行日以後の届出に係る加入金について適用し、施行日前の届出に係る加入金については、なお従前の例による。

（壱岐市消防関係手数料条例に関する経過措置）

- 11 第42条の規定による改正後の壱岐市消防関係手数料条例の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第2号

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月13日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年壱岐市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第4号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第2条第2項において同じ」を削る。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「施行日後」を「施行日以後」に改め、「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月13日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年壱岐市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

壱岐市森林環境譲与税基金条例の制定について

壱岐市森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月13日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

森林の間伐や人材育成・担い手確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するものである。

壱岐市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第34条第1項の規定により、市が実施する森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、壱岐市森林環境譲与税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金の原資は、森林環境譲与税をもって充てる。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる

場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

壱岐市火災予防条例の一部改正について

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月13日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令がそれぞれ公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例

壱岐市火災予防条例（平成16年壱岐市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条第6号中「とき」を「とき。」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

議案第6号

過疎地域自立促進計画（変更）の策定について

過疎地域自立促進計画（変更）を策定したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条の規定により、議会の議決を求めらる。

令和元年6月13日提出

壱岐市長 白川博一

（提案理由）

過疎地域自立促進特別措置法第6条に基づき、過疎地域自立促進計画の事業計画の追加について、議会の議決を経る必要がある。

過疎地域自立促進市町村計画（新旧対照表）

平成31年4月
都道府県名 長崎県
市町村名 杵岐市

区分	変更前（頁、行）				変更				備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(29頁37行) (3) 事業計画（平成28年度～平成32年度）				(3) 事業計画（平成28年度～平成32年度）				追加
	自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	
3 生活環境の整備	(35頁28行) (3) 事業計画（平成28年度～平成32年度）				(3) 事業計画（平成28年度～平成32年度）				追加
	自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	
3 生活環境の整備	(35頁37行) (3) 事業計画（平成28年度～平成32年度）				(3) 事業計画（平成28年度～平成32年度）				追加
	自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	
6 教育の振興	(48頁16行) (3) 事業計画（平成28年度～平成32年度）				(3) 事業計画（平成28年度～平成32年度）				追加
	自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	
	2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道 道路			2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道 道路	市道黒崎線道路改築事業 L=2,000m、W=7.0m 市道半城里線他了線補修事業（新通川線） L=540m、W=5.0m	市	
	3 生活環境の整備				3 生活環境の整備	(4)火葬場	杵岐葬斎場建設工事 解体工事 外構・道路改良工事等	市	
	3 生活環境の整備	(5)消防施設			3 生活環境の整備	(5)消防施設	消防用移動式高圧コンプレッサー購入	市	
	6 教育の振興				6 教育の振興	屋外運動場	小中学校屋外施設工事 新築・改修等	市	

(注) 区分欄には、市町村計画の項目に合わせてその項目を記入のこと。

議案第7号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について

渡良A辺地（変更）、長島辺地（変更）、柳田B辺地（変更）、初山A辺地（変更）、布気辺地（変更）、深江辺地（変更）、諸吉辺地（変更）、国分辺地（変更）、箱崎本村辺地（変更）、筒城辺地（変更）、渡良B辺地及び西可須辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。

令和元年6月13日提出

壱岐市長 白川博一

（提案理由）

辺地対策事業債を活用するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 渡良A 辺地

(辺地の人口 546 人)

(辺地の面積 3.1 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町渡良東触、麦谷触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町渡良東触177-11

(3) 辺地度点数

193 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

郷ノ浦中学校渡良ルートに運行しているスクールバス2経路の内、ルート1においては生徒定員26人乗りを運行しているが、一方のルート2において乗車生徒が増加傾向にあり一方に集中する状況となるため地域内の2台のバスの分乗調整により平成27年度より大型バスは必要ないが、小型28人乗りが必要なため購入し、市所有の小型バス2台運行にして乗降時間の短縮に努め通学利便性の向上に努める。

郷ノ浦地区第2分団の小型動力ポンプ積載車は、購入後23年以上が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

市道麦谷線は、麦谷触集落から県道渡良浦初瀬線へ接続し、渡良小学校へ向かうための児童の通学路となっているが、通学時に路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が確保されておらず、諸車両と接触する危険性が高いため、早急な整備の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
スクールバス	壱岐市		4,880	2,440	2,440	2,400
消防施設	壱岐市		5,110		5,110	4,800
道路	壱岐市		5,100	3,450	1,650	1,500
合計			15,090	5,890	9,200	8,700

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 長島 辺地
 (辺地の人口 108 人)
 (辺地の面積 0.2 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町長島

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町長島9

(3) 辺地度点数

273 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

郷ノ浦中学校渡良ルートに運行しているスクールバス2経路の内、ルート1においては生徒定員26人乗りを運行しているが、一方のルート2において乗車生徒が増加傾向にあり一方に集中する状況となるため地域内の2台のバスの分乗調整により平成27年度より大型バスは必要ないが、小型28人乗りが必要なため購入し、市所有の小型バス2台運行にして乗降時間の短縮に努め通学利便性の向上に努める。

郷ノ浦地区第7分団2部の小型動力ポンプは、購入後15年が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、機械の性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
スクールバス	壱岐市	4,880	2,440	2,440	2,400
消防施設	壱岐市	2,392		2,392	2,200
合計		7,272	2,440	4,832	4,600

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 柳田B 辺地

(辺地の人口 889 人)

(辺地の面積 4.0 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町田中触、木田触、柳田触、物部本村触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町田中触1159番地2

(3) 辺地度点数

180 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

郷ノ浦地区第3分団の小型動力ポンプは、購入より15年以上が経過し、性能低下及び腐食も激しく、有事の際機械の性能を発揮できない状態であるため更新の必要がある。

市道住吉船橋線は、国道382号線との接続部を起点として、木田地区集落を横断し、県道郷ノ浦芦辺線へと接続する地域住民の生活にとって非常に重要な路線である。また、沿線の農地においては大規模な圃場整備が行われる予定であり、今後、大型農業機械や耕作者の車輛の往来が多くなることが予想されるが、道路幅員が十分確保されていないことから、危険な状態であるため、整備することにより交通の安全を確保したい。

3 公共的施設の整備計画

平成29年度から平成33年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	壱岐市	2,151		2,151	2,000
道路	壱岐市	300,000		300,000	275,500
合計		302,151	0	302,151	277,500

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 初山A 辺地

(辺地の人口 523 人)

(辺地の面積 4.5 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町初山西触、坪触

(2) 地域を中心の位置

郷ノ浦町坪触1190番地6

(3) 辺地度点数

200 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道鮎川若松線は、郷ノ浦町若松触の集落内道路で、生活道路として使用している。急坂幅員狭小であり、道路線形も悪く、車の離合等に支障をきたしている。また、近年隣接地にし尿処理場・堆肥センター等の公共施設が建設されたため、大型車の通行も予想され、幅員拡幅、道路線形等の道路整備を図ることにより、車輦、歩行者の通行の安全性を確保する必要がある。

市道初山中央線は、初山西触集落と初山小学校を結ぶ路線である。児童の通学路となっているが、通学時に路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が確保されておらず、諸車両と接触する危険性が高いため、早急な整備の必要がある。

郷ノ浦地区第6分団2部の小型動力ポンプ積載車は、購入後23年以上が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、性能を發揮できない状態で更新の必要がある。

第2堆肥センター(郷ノ浦)のタイヤショベルは施設整備時(平成20年度)に導入されたものであり、耐用年数(5年)を大きく経過し、エンジン部分の故障により、緊急に更新が必要である。また、第2堆肥センターには堆肥の袋詰め機械が無く、第1堆肥センターまで堆肥を運搬して袋詰めを行っていた。今回、タイヤショベルの導入と併せて堆肥袋詰め機械及び運搬用トラックを導入し、施設の業務の改善を図る。

3 公共的施設の整備計画

平成29年度から平成33年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	209,900		209,900	199,400
道路	壱岐市	15,400		15,400	4,700
消防施設	壱岐市	5,492		5,492	5,200
施設整備	壱岐市	22,062		22,062	20,900
合計		252,854	0	252,854	230,200

総合整備計画書

長崎県壱岐市勝本町 布気 辺地

(辺地の人口 297 人)

(辺地の面積 4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

勝本町百合畑触、布気触、上場触

(2) 地域の中心の位置

勝本町布気触970番地1

(3) 辺地度点数

208 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

テニス・サッカー等を行える屋内競技場の屋根部分が破損しており、危険である為、改修することにより、市民のスポーツへの関心と、活動の発展・向上を図ることが出来る。

勝本B&G海洋センタープールは、平成元年に無償譲渡され、30年が経過している。経年劣化により上屋の鉄骨部分が錆びており、鉄骨の錆取補強が必要である。また、テントも破損しており、上屋全体の修繕が必要である。

3 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
施設整備	壱岐市	34,900		34,900	33,100
施設整備	壱岐市	27,522		27,522	26,100
合計		62,422	0	62,422	59,200

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 深江 辺地

(辺地の人口 541 人)

(辺地の面積 5.7 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町深江東触、深江南触、深江本村触、深江栄触、深江鶴亀触、深江平触

(2) 地域の中心の位置

芦辺町深江東触698番地1

(3) 辺地度点数

221 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道深江筒城線は、深江地区集落と筒城西触の集落を結ぶ路線で、沿線には県下でも有数の文化財区域である原の辻遺跡が存在することから、諸車両の交通や歩行者も多く、観光面・生活面において重要な路線となっている。しかし、道路幅員が十分に確保されていないことから、危険な状態であるため、整備することにより交通の安全を確保したい。

芦辺地区第4分団の小型動力ポンプは、購入後15年が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、機械の性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度から平成34年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路		壱岐市	215,000		215,000	204,200
消防施設		壱岐市	2,392		2,392	2,200
合 計			217,392	0	217,392	206,400

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 諸吉 辺地

(辺地の人口 927 人)

(辺地の面積 4.5 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町諸吉二亦触、諸吉東触、諸吉南触

(2) 地域の中心の位置

芦辺町諸吉二亦触436番地1

(3) 辺地度点数

206 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

壱岐市立の中学校は平成23年4月1日の統廃合により、10校から4校になった。各町既存中学校1校に統合する形を取り、統合されたことにより遠距離通学となる生徒を乗せて運行するスクールバスを設置した。芦辺町においては旧田河中学校に統合されていたが、今回耐震強度不足により旧那賀中学校跡地に移転することとなったことにより、スクールバスに乗車する生徒数が増えるため2台を新たに購入する。

市道八幡芦辺線は、市道芦辺浦中央線との交差点を起点として、芦辺地区と八幡地区を結ぶ重要路線である。八幡地区には、島内有数の観光地である左京鼻・はらほげ地蔵があり、年間を通じて大型バスにより観光が多い。また、本路線内に公立保育所・小学校があり、通学路としてもかなりの交通量があるが、本路線沿いに存在する法面が点検の結果、要対策と判断され、被害があった場合、地元住民等は広域迂回が必要となる。このため、対策工を実施し、もって生活の安全を確保したい。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度から平成34年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
スクールバス	壱岐市	13,838	6,919	6,919	6,500
道路	壱岐市	5,100	3,450	1,650	1,500
合計		18,938	10,369	8,569	8,000

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 国分 辺地

(辺地の人口 325 人)

(辺地の面積 4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町国分本村触、国分東触、国分当田触

(2) 地域の中心の位置

芦辺町国分東触770番地1

(3) 辺地度点数

230 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

壱岐地域における青果物等の流通の拠点施設を整備し、安定した雇用及び農業生産物のコストの低減、農業所得の向上及び生産規模の拡大を図る。
芦辺地区第8分団の小型動力ポンプは、購入後15年が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、機械の性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
施設整備	壱岐市		131,215	100,935	30,280	28,700
消防施設	壱岐市		2,392		2,392	2,200
合計			133,607	100,935	32,672	30,900

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 箱崎本村 辺地

(辺地の人口 144 人)

(辺地の面積 2.5 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町箱崎本村触

(2) 地域の中心の位置

芦辺町箱崎本村触104番地4

(3) 辺地度点数

228 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道本村神里線は、1級市道江角谷江線と接続し、箱崎地区を南北に走る幹線道路であり、幅員は5mで生活道路としては支障はないが、本線北部にJA壱岐市の肥育センター・堆肥センター・キャトルセンターがあり大型車の通行が頻繁になり、一般車両や大型農業機械との離合が困難になった。又、当集落の児童の通学路としての利用もあり早急に整備の必要がある。

市道釘ノ尾塩谷線は、1級市道本村神里線と接続し、箱崎辺地から、南北に走る幹線道路である。本線沿線にはJA壱岐市運営の牛の大型肥育施設、堆肥施設等が存在するため、大型車両を含めた交通量が非常に多い路線であるが、路線沿いの道路構造物(法面)に変状が確認され、このままの状態では将来的に崩壊の危険があり、道路を利用される第三者への被害が予想されることから、早急に整備する必要がある。

畜産農家から排出される牛糞を収集し、切り返し・発酵処理後に有機肥料製品として販売するといった「資源循環型農業」を展開するため、取組主体である壱岐市農業協同組合の事業に対し補助を行う。

3 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	138,700		138,700	124,200
道路	壱岐市	50,000	34,500	15,500	14,700
施設整備	壱岐市 農協	17,704		17,704	16,800
合計		206,404	34,500	171,904	155,700

総合整備計画書

長崎県壱岐市石田町 筒城 辺地

(辺地の人口 765 人)

(辺地の面積 5.9 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

石田町筒城西触、筒城東触、筒城仲触、山崎触

(2) 地域の中心の位置

石田町筒城東触19

(3) 辺地度点数

190 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道山崎線は、山崎漁港と県道空港線とを結ぶ路線である。筒城浜をはじめ観光施設が多数存在し、交通量も多い。本線沿いには、筒城小学校もあることから、見通しの悪い場所も多く歩行者等に危険が及んでいるため、早急に整備する必要がある。

石田地区第3分団2部の小型動力ポンプは、購入後15年が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、機械の性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

石田地区第4分団の小型動力ポンプ積載車は、購入後23年以上が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

壱岐市堆肥センター(石田町)のトラックスケールは施設整備時(平成12年度)に導入されたものであり、耐用年数(10年)を大きく経過し、内臓の計測装置が損傷しているため、更新が必要である。また、堆肥製品を農家や販売店へ運搬するために必要となる軽トラックについても、平成14年度に導入しており、耐用年数(5年)を大きく経過しているため更新する。

3 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	432,000		432,000	410,400
消防施設	壱岐市	2,118		2,118	1,900
消防施設	壱岐市	5,492		5,492	5,200
施設整備	壱岐市	5,087		5,087	4,800
合計		434,118	0	434,118	412,300

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 渡良B 辺地

(辺地の人口 732 人)

(辺地の面積 3.8 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町渡良南触、渡良西触、渡良浦

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町渡良南触385-1

(3) 辺地度点数

193 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道井良坂線は、麦谷集落から渡良浦集落へと繋がる地元住民の生活にとって非常に重要な路線である。また、本線沿線には造船所や油槽施設が存在するため、大型車両を含めた交通量が非常に多い路線であるが、路線沿いの道路構造物(法面)に変状が確認され、このままの状態では将来的に崩壊の危険があり、道路を利用される第三者への被害が予想されることから、早急な対応が求められており、施設の延命化や機能強化を図る観点からも事業の必要がある。

市道西中線は、郷ノ浦町渡良西触地区の集落をつなぐ重要な生活路線であるが、現況幅員は、2.5mと狭く、線形不良のため、見通しが悪く諸車両の通行に支障を来している。そこで、本路線の改良を行い、交通安全の確保及び日常生活の利便性の向上を図りたい。

3 公共的施設の整備計画

平成31年度から平成35年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	128,400	86,250	42,150	40,000
道路	壱岐市	61,200		61,200	56,500
合 計		189,600	86,250	103,350	96,500

総合整備計画書

長崎県壱岐市勝本町 西可須 辺地

(辺地の人口 418 人)

(辺地の面積 4.4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

勝本町大久保触・坂本触

(2) 地域の中心の位置

勝本町坂本触764-4

(3) 辺地度点数

219 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道丘中田大久保線は、大久保触集落から国道382号線を横断し、霞翠小学校へ向かうための児童の通学路となっているが、通学時に路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が確保されておらず、諸車両と接触する危険性が高いため、早急な整備の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成31年度から平成35年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	80,000	53,100	26,900	25,500
合計		80,000	53,100	26,900	25,500

令和元年度

一般会計補正予算書
(第1号)

壱岐市

議案第 8 号

令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 号）

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、「平成 31 年度壱岐市一般会計予算」の名称を「令和元年度壱岐市一般会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度壱岐市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 382,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,052,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加・変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和元年 6 月 13 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 : 千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 地方譲与税		274,200	3,066	277,266
	4 森林環境譲与税	0	3,066	3,066
9 地方特例交付金		3,800	5,362	9,162
	2 子ども・子育て支援 臨時交付金	0	5,362	5,362
10 地方交付税		8,830,600	153,094	8,983,694
	1 地方交付税	8,830,600	153,094	8,983,694
12 分担金及び負担金		235,652	828	236,480
	2 負担金	215,355	828	216,183
14 国庫支出金		2,545,378	69,214	2,614,592
	2 国庫補助金	924,287	69,214	993,501
15 県支出金		2,394,395	55,516	2,449,911
	2 県補助金	1,595,239	55,476	1,650,715
	3 県委託金	128,835	40	128,875
17 寄附金		350,001	20	350,021
	1 寄附金	350,001	20	350,021
20 諸収入		236,071	175,000	411,071
	4 雑入	185,540	175,000	360,540
21 市債		2,408,300	△80,100	2,328,200
	1 市債	2,408,300	△80,100	2,328,200
歳 入 合 計		23,670,000	382,000	24,052,000

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		4,297,831	48,495	4,346,326
	1 総務管理費	3,942,851	48,455	3,991,306
	5 統計調査費	10,743	40	10,783
3 民生費		5,978,931	233,103	6,212,034
	1 社会福祉費	3,393,501	224,121	3,617,622
	2 児童福祉費	1,716,293	8,750	1,725,043
	3 生活保護費	863,993	232	864,225
4 衛生費		2,203,692	7,783	2,211,475
	1 保健衛生費	1,283,701	7,783	1,291,484
5 農林水産業費		2,343,513	75,157	2,418,670
	1 農業費	1,204,441	71,923	1,276,364
	2 林業費	39,907	3,234	43,141
6 商工費		1,068,945	4,379	1,073,324
	1 商工費	1,068,945	4,379	1,073,324
7 土木費		1,630,062	2,000	1,632,062
	7 住宅費	299,086	2,000	301,086
8 消防費		802,413	4,383	806,796
	1 消防費	802,413	4,383	806,796
9 教育費		2,132,884	1,050	2,133,934
	4 幼稚園費	211,342	71	211,413
	6 保健体育費	114,898	979	115,877
10 災害復旧費		188,105	5,650	193,755
	2 公共土木施設災害復旧費	2,137	5,650	7,787
歳 出	合 計	23,670,000	382,000	24,052,000

第2表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産業債	4,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。
災害復旧事業債	5,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。

2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例債	365,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	275,800	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	274,200	3,066	277,266
9 地方特例交付金	3,800	5,362	9,162
10 地方交付税	8,830,600	153,094	8,983,694
12 分担金及び負担金	235,652	828	236,480
14 国庫支出金	2,545,378	69,214	2,614,592
15 県支出金	2,394,395	55,516	2,449,911
17 寄附金	350,001	20	350,021
20 諸収入	236,071	175,000	411,071
21 市債	2,408,300	△80,100	2,328,200
歳入合計	23,670,000	382,000	24,052,000

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	4,297,831	48,495	4,346,326
3 民生費	5,978,931	233,103	6,212,034
4 衛生費	2,203,692	7,783	2,211,475
5 農林水産業費	2,343,513	75,157	2,418,670
6 商工費	1,068,945	4,379	1,073,324
7 土木費	1,630,062	2,000	1,632,062
8 消防費	802,413	4,383	806,796
9 教育費	2,132,884	1,050	2,133,934
10 災害復旧費	188,105	5,650	193,755
歳 出 合 計	23,670,000	382,000	24,052,000

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
5,040	△89,800	11,600	121,655
61,774	0	160,828	10,501
1,990	0	0	5,793
54,476	4,100	0	16,581
0	0	0	4,379
1,450	0	0	550
0	0	3,400	983
0	0	20	1,030
0	5,600	0	50
124,730	△80,100	175,848	161,522

2. 歳入

2款 地方譲与税

4項 森林環境譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1 森林環境譲与税	0	3,066	3,066
計	0	3,066	3,066

9款 地方特例交付金

2項 子ども・子育て支援臨時交付金

1 子ども・子育て支援臨時交付金	0	5,362	5,362
計	0	5,362	5,362

10款 地方交付税

1項 地方交付税

1 地方交付税	8,830,600	153,094	8,983,694
計	8,830,600	153,094	8,983,694

12款 分担金及び負担金

2項 負担金

1 民生費負担金	210,541	828	211,369
計	215,355	828	216,183

14款 国庫支出金

2項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	63,319	61,774	125,093
3 衛生費国庫補助金	28,235	1,990	30,225
5 土木費国庫補助金	279,710	5,450	285,160
計	924,287	69,214	993,501

15款 県支出金

2項 県補助金

4 農林水産業費県補助金	894,129	54,476	948,605
--------------	---------	--------	---------

(単位 : 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 森林環境譲与税	3,066	森林環境譲与税	3,066

1 子ども・子育て支 援臨時交付金	5,362	子ども・子育て支援臨時交付金	5,362

1 地方交付税	153,094	普通交付税	153,094

3 児童福祉費負担金	828	給食費負担金（こども園）	828

1 社会福祉費補助金	61,774	障害者地域生活支援事業費補助金	962
		プレミアム付商品券事業費補助金	40,000
		プレミアム付商品券事務費補助金	20,812
1 保健衛生費補助金	1,990	疾病予防対策事業費等補助金	1,990
2 住宅費補助金	5,450	社会資本整備総合交付金	5,450

1 農業費補助金	54,476	畜産競争力強化対策整備事業補助金	27,279
		儲かるながさき水田経営育成支援事業補助金	3,541
		担い手確保・経営強化支援事業補助金	9,319
		チャレンジ園芸1000億推進事業補助金	10,339
		強い農業・担い手づくり総合支援交付金	3,469

2地方譲与税 - 15県支出金

15款 県支出金

2項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
6 土木費県補助金	12,000	1,000	13,000
計	1,595,239	55,476	1,650,715

15款 県支出金

3項 県委託金

1 総務費県委託金	78,635	40	78,675
計	128,835	40	128,875

17款 寄附金

1項 寄附金

2 指定寄附金	350,000	20	350,020
計	350,001	20	350,021

20款 諸収入

4項 雑入

2 雑入	185,528	175,000	360,528
計	185,540	175,000	360,540

21款 市債

1項 市債

3 合併特例事業債	365,600	△ 89,800	275,800
8 農林水産業債	0	4,100	4,100
9 災害復旧事業債	0	5,600	5,600
計	2,408,300	△ 80,100	2,328,200

(単位 : 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	529
2 住宅費補助金	1,000	長崎県3世代同居・近居促進事業補助金	1,000

4 統計調査費委託金	40	統計調査員確保対策事業費委託金	40

1 指定寄附金	20	文化財保護指定寄附金	20

1 雑入	175,000	プレミアム商品券事業	160,000
		コミュニティ助成金	15,000

1 合併特例事業債	△ 89,800	合併特例事業	△ 89,800
1 緊急自然災害防止 対策事業債	4,100	緊急自然災害防止対策事業	4,100
1 単独災害復旧事業 債	5,600	公共土木施設等災害復旧事業(単独)	5,600

3. 歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
5 財産管理費	509,817	0	509,817	5,000	△89,800	0
6 企画費	908,030	14,831	922,861	0	0	11,600
7 情報管理費	637,129	33,624	670,753	0	0	0
計	3,942,851	48,455	3,991,306	5,000	△89,800	11,600

2款 総務費

5項 統計調査費

1 統計調査総務費	0	40	40	40	0	0
計	10,743	40	10,783	40	0	0

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,293,095	223,021	1,516,116	61,774	0	160,000
-----------	-----------	---------	-----------	--------	---	---------

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			(財源調整)
84,800			
3,231	8 報償費	160	謝礼金 160
	9 旅費	1,386	費用弁償 1,276 普通旅費 110
	12 役務費	△21	電話料 △21
	13 委託料	471	総務費委託料 移住促進パンフレット作成業務 471
	14 使用料及び賃借料	△145	宿舍借上料 △145
	19 負担金補助及び交付金	12,980	各種会議等負担金 50 負担金 自治体国際化協会 10 離島百貨店負担金 240 逆参勤交代事業負担金 1,080 総務費補助金 コミュニティ助成事業 11,600
33,624	14 使用料及び賃借料	33,624	インターネット回線使用料 33,624
121,655			

0	11 需用費	40	消耗品費 40
0			

1,247	4 共済費	500	社会保険料 臨時職員分 500
	7 賃金	3,240	事務雇賃金 3,240
	11 需用費	912	消耗品費 312 印刷製本費 600
	12 役務費	2,536	郵便料 2,536
	13 委託料	215,833	システム改修業務 5,833

2総務費 - 3民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2 社会福祉施設費	150,846	246	151,092	0	0	0
5 介護保険事業費	616,175	854	617,029	0	0	0
計	3,393,501	224,121	3,617,622	61,774	0	160,000

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	122,443	548	122,991	0	0	0
4 保育所費	685,283	8,202	693,485	0	0	828
計	1,716,293	8,750	1,725,043	0	0	828

3款 民生費

3項 生活保護費

1 生活保護総務費	81,366	232	81,598	0	0	0
計	863,993	232	864,225	0	0	0

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	606,225	638	606,863	0	0	0
2 予防費	73,173	7,145	80,318	1,990	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
			民生費委託料 プレミアム付商品券事業 210,000
246	9 旅費	206	費用弁償 103 普通旅費 103
	19 負担金補助及 び交付金	40	各種会議等負担金 40
854	28 繰出金	854	介護保険事業特別会計繰出金 854
2,347			

548	9 旅費	283	普通旅費 283
	11 需用費	65	印刷製本費 65
	19 負担金補助及 び交付金	200	民生費補助金 子育て支援事業等補助金 200
7,374	9 旅費	72	普通旅費 72
	13 委託料	7,168	システム改修業務 5,363 民生費委託料 給食調理運搬業務 1,805
	15 工事請負費	962	施設設備等改修工事
7,922			

232	9 旅費	163	普通旅費 163
	19 負担金補助及 び交付金	69	各種会議等負担金 69
232			

638	7 賃金	638	事務雇賃金 264 看護師雇賃金 374
5,155	7 賃金	90	事務雇賃金 90

3民生費 - 4衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	1,283,701	7,783	1,291,484	1,990	0	0

5款 農林水産業費

1項 農業費

3 農業振興費	159,878	30,480	190,358	27,197	0	0
4 畜産業費	408,286	32,604	440,890	27,279	0	0
5 農地費	487,352	8,839	496,191	0	4,100	0
計	1,204,441	71,923	1,276,364	54,476	4,100	0

5款 農林水産業費

2項 林業費

2 林業振興費	37,441	3,234	40,675	0	0	0
計	39,907	3,234	43,141	0	0	0

6款 商工費

1項 商工費

2 商工振興費	358,306	186	358,492	0	0	0
---------	---------	-----	---------	---	---	---

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	11 需用費	130	印刷製本費 130
	12 役務費	324	郵便料 324
	13 委託料	6,601	衛生費委託料
			予防接種（定期接種分） 6,601
5,793			

3,283	19 負担金補助及び交付金	30,480	農林水産業費補助金
			儲かるながさき水田経営育成支援事業 4,250
			担い手確保・経営強化支援事業 9,319
			チャレンジ園芸1000億推進事業 13,442
			強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業 3,469
5,325	19 負担金補助及び交付金	32,604	農林水産業費補助金
			和牛振興大会 3,050
			畜産競争力強化対策整備事業 29,554
4,739	13 委託料	4,709	設計業務
			設計業務（インフラ資産・工作物） 4,709
	19 負担金補助及び交付金	4,130	負担金
			県営自然災害防止事業 4,125
			農業土木技術連盟 5
13,347			

3,234	13 委託料	168	システム保守
			積算システム保守 168
	25 積立金	3,066	森林環境譲与税基金積立金 3,066
3,234			

186	11 需用費	186	修繕料 186
-----	--------	-----	---------

4衛生費 - 6商工費

6款 商工費
1項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3 消費者行政 推進費	1,161	369	1,530	0	0	0
4 観光費	568,122	3,320	571,442	0	0	0
5 福岡事務所 費	32,737	504	33,241	0	0	0
計	1,068,945	4,379	1,073,324	0	0	0

7款 土木費
7項 住宅費

1 住宅管理費	92,746	2,000	94,746	1,450	0	0
計	299,086	2,000	301,086	1,450	0	0

8款 消防費
1項 消防費

1 常備消防費	510,197	1,400	511,597	0	0	1,400
3 消防施設費	151,799	983	152,782	0	0	0
5 災害対策費	14,680	2,000	16,680	0	0	2,000
計	802,413	4,383	806,796	0	0	3,400

9款 教育費
4項 幼稚園費

1 幼稚園費	211,342	71	211,413	0	0	0
計	211,342	71	211,413	0	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	369	12 役務費	69 作業手数料 42 プロバイダー利用料 27
		18 備品購入費	270 機械器具費
		19 負担金補助及 び交付金	30 負担金 ケーブルテレビ加入 30
3,320	11 需用費	2,170	印刷製本費 540 修繕料 1,630
	13 委託料	1,150	商工費委託料 令和ゆかりの地情報発信事業 1,150
504	7 賃金	504	事務雇賃金 504
4,379			

550	19 負担金補助及 び交付金	2,000	土木費補助金 3世代同居・近居促進事業補助金 2,000
550			

0	18 備品購入費	1,400	機械器具費
983	11 需用費	983	修繕料 983
0	19 負担金補助及 び交付金	2,000	総務費補助金 コミュニティ助成事業 2,000
983			

71	9 旅費	71	普通旅費 71
71			

6商工費 - 9教育費

9款 教育費

5項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
6 文化財保護費	247,802	0	247,802	0	0	20
計	540,025	0	540,025	0	0	20

9款 教育費

6項 保健体育費

1 保健体育総務費	114,898	979	115,877	0	0	0
計	114,898	979	115,877	0	0	0

10款 災害復旧費

2項 公共土木施設災害復旧費

1 公共土木施設災害復旧費	2,137	5,650	7,787	0	5,600	0
計	2,137	5,650	7,787	0	5,600	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△20			(財源調整)
△20			

979	12 役務費	979	汲取手数料	979
979				

50	13 委託料	5,650	測量設計業務	
			測量設計業務（インフラ資産・工作物）	5,650
50				

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	20,060,094	21,909,515	1,822,600	2,215,389	21,516,726
(1) 総務	137,152	124,878	0	12,528	112,350
(2) 民生	43,607	42,875	0	3,866	39,009
(3) 衛生	0	0	0	0	0
(4) 農林水産	1,528,249	1,310,117	4,100	195,121	1,119,096
(5) 商工	42,600	61,700	75,400	448	136,652
(6) 土木	654,865	564,106	24,100	93,176	495,030
(7) 公営住宅	587,838	760,511	151,700	11,098	901,113
(8) 消防	3,300	64,800	115,000	0	179,800
(9) 教育	606,569	983,890	0	26,078	957,812
(10) 辺地	1,812,845	1,841,238	265,000	256,668	1,849,570
(11) 過疎	6,007,179	6,425,137	911,500	681,990	6,654,647
(12) 合併特例	8,635,890	9,730,263	275,800	934,416	9,071,647
2. 災害復旧債	286,769	573,107	5,600	28,098	550,609
(1) 補助	101,660	270,750	0	10,770	259,980
(2) 単独	185,109	302,357	5,600	17,328	290,629
3. その他	6,729,699	6,814,619	500,000	452,788	6,861,831
(1) 臨時財政対策債	6,729,699	6,814,619	500,000	452,788	6,861,831
(2) 減税補てん債	0	0	0	0	0
(3) 臨時税収補てん債	0	0	0	0	0
合 計	27,076,562	29,297,241	2,328,200	2,696,275	28,929,166

令和元年度

介護保険事業特別会計補正予算書
(第1号)

壱 岐 市

議案第9号

令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度壱岐市介護保険事業特別会計予算」の名称を「令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,707千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,483,664千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月13日提出

壱岐市長 白川博一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
3 国庫支出金		947,663	853	948,516
	2 国庫補助金	393,725	853	394,578
7 繰入金		510,216	854	511,070
	1 一般会計繰入金	501,449	854	502,303
歳 入	合 計	3,481,957	1,707	3,483,664

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 総務費		39,277	1,707	40,984
	1 総務管理費	1,342	1,707	3,049
歳 出	合 計	3,481,957	1,707	3,483,664

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位 : 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金	947,663	853	948,516
7 繰入金	510,216	854	511,070
歳 入 合 計	3,481,957	1,707	3,483,664

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	39,277	1,707	40,984
歳 出 合 計	3,481,957	1,707	3,483,664

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
853	0	854	0
853	0	854	0

2. 歳入

3款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
8 介護保険事業費補助金	0	853	853
計	393,725	853	394,578

7款 繰入金

1項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	501,449	854	502,303
計	501,449	854	502,303

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 介護保険事業費補助金	853	介護保険制度改正システム改修事業費補助金 853

1 一般会計繰入金	854	一般会計繰入金 (事務費) 854

3. 歳出

1款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 一般管理費	1,342	1,707	3,049	853	0	854
計	1,342	1,707	3,049	853	0	854

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
0	13 委託料	1,707	システム改修業務 介護保険電算システム改修業務 1,707
0			